

# 地 域 福 祉

本事業の窓口は

「福祉共生部共生社会推進室地域福祉課」

☎ 559-5069      FAX 563-7776

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

# 1. 総合福祉保健センター

## 施設概要

ア 所在地 三田市川除675番地  
イ 敷地面積 15,375.35㎡  
ウ 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 一部地下1階建  
エ 延床面積 本館棟 6,621.03㎡

地下	400.56㎡
1階	3,205.04㎡
2階	2,101.29㎡
3階	854.49㎡
屋階	59.65㎡

付属棟 車庫 鉄骨造 144㎡  
倉庫 鉄骨造 198㎡  
プロパン庫・ごみ庫 鉄筋コンクリート造 27㎡  
自転車置場 鉄骨造 144㎡ (80台)  
駐車場 161台 (内障害者用8台)  
屋外広場 ふれあい広場、遊歩道、はだしのこみち

## オ 施設内容

### ・地下

機械室、電気室

### ・1階

総合案内・社会福祉協議会事務室、訪問看護ステーション、中央居宅介護支援事業所、活動者交流ひろば、ボランティア活動センター、地域福祉支援室、福祉団体事務室、相談室、録音室、印刷室、会議室、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター、権利擁護・成年後見支援センター、多目的ホール、中央デイサービスセンター、中央ホームヘルパーステーション、喫茶室、更生保護サポートセンター 等

### ・2階

健康増進課・すくすく子育て課事務室、健診室、診察室、育児相談室、心電図室、授乳室、検尿室、消毒室、相談室、多機能室、栄養指導室、プレイルーム、講座室、地域包括支援センター

### ・3階

会議室、研修室、集会室、和室、健康増進課事務室

カ 開館時間 午前9時～午後9時

キ 休館日 年末年始 (12月29日～1月3日)

## 〔窓 口〕

健康増進課 TEL 559-6155 FAX 559-5705

## 2. 日本赤十字社活動

日本赤十字社兵庫県支部の三田市地区として、区・自治会等の協力により日本赤十字社会員募集、災害援助活動等を行っています。集まった活動資金は当地区における赤十字思想の普及はもとより、災害救護活動、血液事業、救急法の普及活動にも役立てられています。

また、自然災害時の義援金受付等にも積極的に取り組んでいます。

さらに、平成20年度より三田市地区独自の災害見舞金制度を立ち上げました。

被害程度	見舞金の額
全壊・全焼・全流出	1世帯につき 20,000円
半壊・半焼・半流出	1世帯につき 10,000円
床上浸水	1世帯につき 5,000円
重傷者	1人につき 10,000円

## 3. ふれあい福祉バス助成事業

市社会福祉協議会が実施する「ふれあい福祉バス助成事業」は、市内の福祉保健団体等が、団体の資質向上や地域内の交流のきっかけづくり（小地域つどい・サロンなど）実施時に借り上げるバス等の費用の一部を助成することで、地域福祉の向上を目指すものです。市は、市社会福祉協議会に対してその費用を補助金として交付し、支援を行っています。

〔窓口〕

市社会福祉協議会総合受付（TEL 559-5700 FAX 559-5704）

及び各地域福祉支援室窓口

【バス1台あたりの助成額】

使用の条件等		バスの種類	助成率（助成限度額）		助成額
			1台目	2台目	
(1)	29名以上	大型バス	1/2 (40,000円)	1/4 (20,000円)	借上料に助成率を乗じて得た額と限度額の いずれか少ない額
(2)	10名～28名	中型・マイクロバス	1/2 (30,000円)	1/4 (15,000円)	
(3)	29名以上 障害者団体及び小地域 つどい・サロン運営団体	大型バス	3/4 (60,000円)	1/2 (40,000円)	
(4)	10名～28名 障害者団体及び小地域 つどい・サロン運営団体	中型・マイクロバス	3/4 (45,000円)	1/2 (30,000円)	

(5)	中型リフト付バス乗車定員を超える場合	大型リフト付バス	3 / 4 (70,000円)	
(6)	リフト付き中型乗車定員数まで	中型リフト付バス	3 / 4 (60,000円)	
(7)	(1)～(6)と福祉タクシーを併用	福祉タクシー	10 / 10 (30,000円)	
(8)	災害ボランティア支援	大型バス等	10 / 10 (200,000円)	

## 4. ふれあい活動推進事業

### (1) 目的

少子高齢時代を迎え、高齢者や障害者などが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる、共に生きる福祉社会をつくるのが極めて重要な課題となっています。

しかしながら、このような課題は行政施策の充実だけでは対応できるものでなく、それに加えて家庭や地域社会などあらゆる物的、人的社会資源の活用があってはじめて解決の道が開かれます。

このため地域社会の中で互いに励ましあい、助け合いながら共に支えあう福祉社会の実現を目指し、市内9地区に「ふれあい活動推進協議会」を設立して事業を実施しています。

### (2) 事業

各地区の「ふれあい活動推進協議会」では、地域社会におけるふれあいを基調として次のような活動に取り組んでいます。

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、寝たきり高齢者などを地域で支えるネットワークづくり、ひとり暮らし高齢者との交流事業
- 小地域つどい・サロン
- 友愛訪問、声かけ活動
- 福祉や保健ニーズの発見、情報収集
- 住民座談会
- 健康講座、健康ウォーキング
- 地域での世代間交流事業など

### (3) 今後の展望

地域社会で生きづらさを抱える人々は、ニーズの多様化がすすみ今後さらに増えることが予想されています。また、新型コロナウイルス感染拡大による地域活動の自粛や休止などによりつながりの希薄化が進んでいます。

このため、行政施策の充実と共にこれらの人々を囲むネットワークづくりや支援体制の充実、強化等日常生活に根ざした小地域福祉活動事業へ今まで以上に視点を移す必要があります。

こうした重要な活動のひとつに住民による助け合い、支え合い活動の「小地域のつどい・サロン」事業があります。この事業は、地域内の公会堂や集会所等を活動拠点として地域の高齢者や障害のある人、子育て中の保護者等が集まり、生きがいつくりやふれあ

い、交流等の事業を実施し、外出支援を促進しています。

今後は、地域住民一人ひとりが、互いに思いやり、支え合う「福祉の心」を育むと共に住民の地域福祉活動への主体的な参加と協力を促し、日常生活に根づいた身近できめ細やかな助け合いに支えられた福祉コミュニティづくりを目指した取り組みが重要となっています。

## 5. 民生委員・児童委員

- (1) 民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉の増進に熱意のある住民が地域から推薦され、厚生労働大臣より委嘱された地域の相談や支援のボランティアです。

民生委員の活動は、自主性・奉仕性と地域性を基本として、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、また、必要な支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めています。

なお、民生委員は児童福祉法第16条の規定により、児童委員も兼ねています。

### 活動内容

- (ア) 地域の相談・支援のボランティア、関係機関とのパイプ役

- ・福祉や生活上の相談
- ・高齢者や障害のある人への訪問
- ・高齢者の実態調査（要援護高齢者調査）
- ・青少年、児童の健全育成活動
- ・関係機関、団体等の活動への協力
- ・要支援者支援活動

- (イ) 生活福祉資金貸付事業にかかる相談・援助

- (ウ) 状況確認事務

- (2) 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童や家庭を支援するため児童福祉の関係機関と連携・協力を図り、児童福祉活動をサポートするコーディネーター的な役割を担います。

### 活動内容

- (ア) 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整

- (イ) 区域を担当する児童委員の活動（個別援助活動・児童健全育成活動・子育て支援活動）の援助・協力

## 6. 民生・児童協力委員

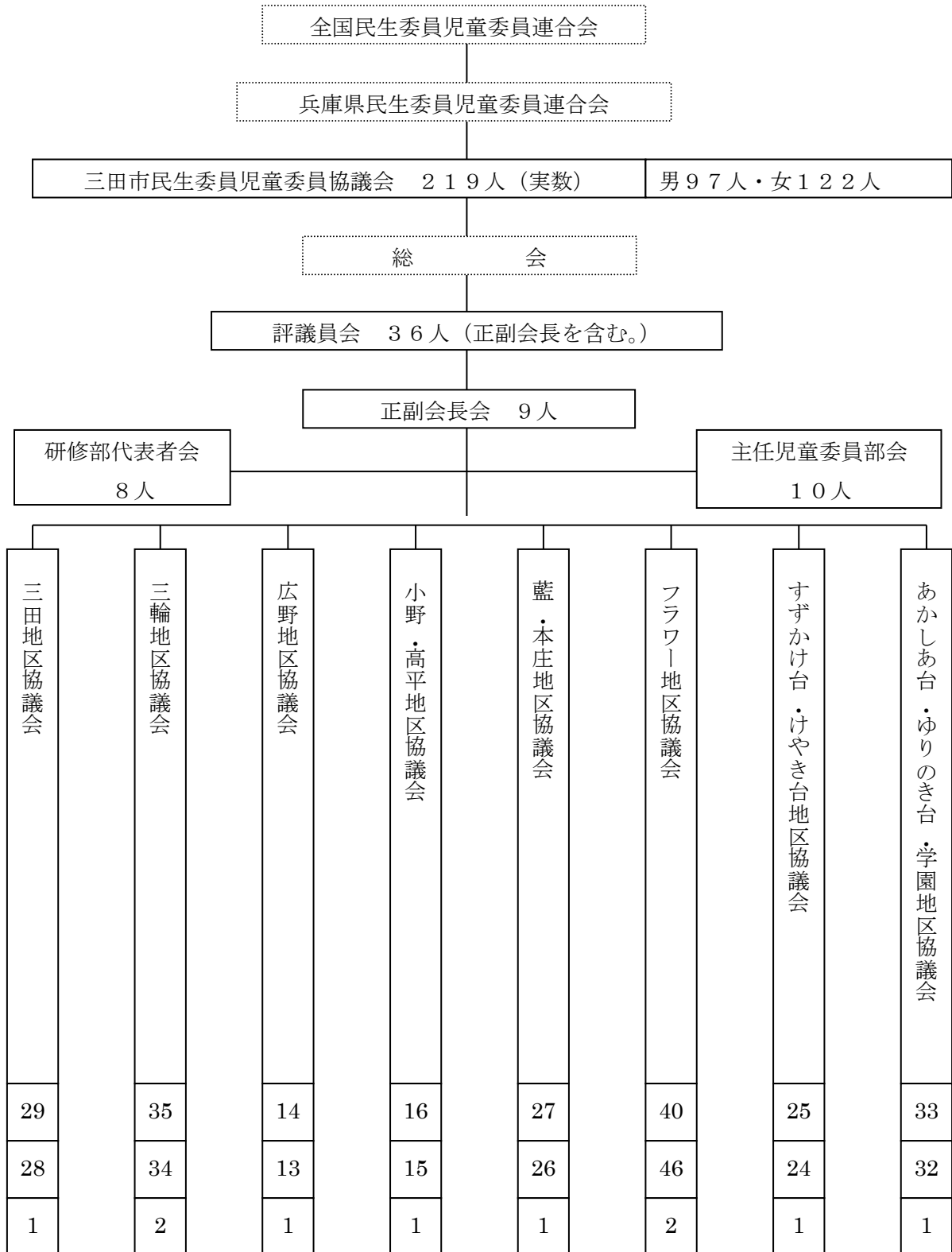
民生・児童協力委員は、民生委員・児童委員と連携して、日常的で軽易な福祉活動を行う地域のボランティアです。

### 活動内容

- ① 住民の実情把握と民生委員・児童委員への連絡調整
- ② 高齢者・障害者・児童家庭への友愛訪問
- ③ 市・県の福祉施策の普及啓発
- ④ 地域の福祉活動への協力

# 三田市民生委員児童委員協議会機構図

令和3年4月1日現在



上段：実数（区域担当＋主任児童委員）

中段：定数（区域担当）

下段：定数（主任児童委員）